

こくろう秋田

「緊急事態宣言」を

受けての国労の対応

4月7日、国労本部松川委員長から以下の文書が出ています。

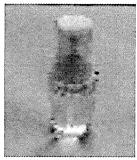
新型コロナウイルス対策を徹底しよう！

国労として緊張感を持って感染防止に向けて努力しましょう。新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、埼玉、福岡の7都府県を対象に「緊急事態宣言」が出された。期間は4月8日から5月6日までとされるが、この「緊急事態宣言」は鉄道事業者であるJR各社の運行計画に関する強制力はないもの、今後人流物流

に大きな変動が生じることは必至であり、JR各社ではすでに各種イベントの中止や列車の一部運休及び運行計画の見直しが行われており、さらには感染リスク増の混雑緩和や国民生活や経済活動が完全に止まることのないよう一定の配慮をしながら、減便・減車対策を実施することも想定される。国労においても、鉄道輸送業務を担う労働組合の社会的責務として組合員・家族の健康と命を守ることを最優先に鉄道利用者の安心・



マスクと消毒が大事!!



国鉄労働組合
秋田地方本部
秋田市中通
7-2-21
☎018-832-3775
発行責任者
佐藤浩一
編集責任者
編集部

安全の確保に努めることが求められる。

すでにJR各社では、社員のマスク着用等の予防対策や空調装置による車内換気の徹底をはじめ、制度の一時的变化や、オフピーク通勤・在宅勤務等を導入するなど、感染爆発防止に向けたさまざまな施策が講じられているが、社員の命と健康を守る観点から労使の職責を超えて対応を図ることが重要である。

こうした観点から「緊急事態宣言」が出された今日の状況に鑑み、自らの命と健康及び組合員に責任を負う立場から、国労は以下の通りの取り扱いとするので各級機関は周知徹底されたい。

1、役職員の勤務等について「緊急事態宣言」の7

都道府県については、可能な限り在宅勤務。役員が当番制で最低1名を配置。時差出勤を行い「感染しない、させない」対策を徹底する。

2、組合活動について 最低限必要な機関会議などを除き、期間中は自粛すること。特に多くの人が集まる会議や集会は中止すること。各級機関は組合機能に支障をきたすなど組合活動を実質的に停止させない範囲において、持ち回りやメールなどを活用した意見交換や意思統一を図り、創意工夫した取り組みを行うこと。

3、健康管理について 不要不急の移動について

いては自粛して、本人はもとより家族や組合員、職場の仲間、知人・友人などのことを考えた行動をとること。

4、感染者が発生した場合について 各級機関において役員及び家族・同居人等が感染した場合は自宅待機とする。各級機関は各事務所所在地を所管する保健所の指示を受ける。

5、実施期間 「緊急事態宣言」が解除されるまでの期間（5月6日）とする。但し、新型コロナウイルスの状況等の変化に応じて判断の必要が生じた場合には別途指示する。

秋田県では4月12日現在15名の感染者が確認されている。テレビや新聞だけでなく地域の集まりに行ってもこの話題が大半を占める。まずは自粛するところはしっかりと自粛し、感染しない、感染させない取組みを徹底するしかない。

本当に困っている人にお金が回るような施策を政府に求めたい。アベノマスクに46億円を使う愚策を胸を張って主張する首相はもってのほかだ。